

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

評 価 業 務 規 程



ハウスプラス中国住宅保証株式会社

評価業務規程

目次

第1章 総則

第1条 (趣旨)	1
第2条 (基本方針)	1
第3条 (評価等の業務を行う時間及び休日)	1
第4条 (事務所の所在地)	1
第5条 (評価等の業務を行う区域)	2
第6条 (評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)	2

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

第7条 (設計住宅性能評価の申請)	2
第8条 (長期使用構造等確認の申請)	2
第9条 (設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)	3
第10条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)	4
第11条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)	5
第12条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)	6
第13条 (設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)	6
第14条 (設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)	6
第15条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)	7

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

第16条 (建設住宅性能評価の申請)	7
第17条 (長期使用構造等確認の申請)	8
第18条 (建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)	9
第19条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)	9
第20条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)	11
第21条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)	11
第22条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)	12
第23条 (建設工事の変更)	12
第24条 (建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)	12
第25条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)	13

第4章 評価員等

第26条 (評価員の選任)	13
第27条 (評価員の解任)	14
第28条 (評価員の配置)	14

第 29 条 (評価員の教育) ······	14
第 30 条 (評価等の業務の実施及び管理の体制) ······	14
第 31 条 (評価員等の身分証の携帯) ······	15
第 32 条 (秘密保持義務) ······	15
 第 5 章 評価料金等	
第 33 条 (評価料金等の収納) ······	15
第 34 条 (評価料金等を減額するための要件) ······	15
第 35 条 (評価料金等の返還) ······	16
第 36 条 (負担金の納付) ······	16
 第 6 章 雜則	
第 37 条 (登録の区分等の掲示等) ······	16
第 38 条 (評価業務規程等の公開) ······	16
第 39 条 (財務諸表等の備付け) ······	16
第 40 条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求) ······	17
第 41 条 (帳簿及び書類の保存) ······	17
第 42 条 (帳簿及び書類の保存に関する管理の方法) ······	17
第 43 条 (電子情報処理組織等による方法及び情報の保護) ······	18
第 44 条 (評価等の業務に関する公正の確保) ······	18
第 45 条 (損害賠償保険への加入) ······	18
第 46 条 (事前相談) ······	19
附 則	
別 表	
別 記	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、ハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時50分から午後5時20分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
 - (4) 当機関の定める日
- 3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本店の所在地は、広島市中区国泰寺町一丁目3番32号とする。

2 岡山支店の所在地は、岡山県岡山市北区厚生町三丁目1番15号とする。

3 広島支店の所在地は、広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番32号とする。

4 山陰支店の所在地は、島根県松江市袖師町2番38号とする。

5 山陰支店出雲出張所の所在地は、島根県出雲市駅南町三丁目13番4号とする。

6 山口支店の所在地は、山口県山口市小郡下郷3151番地1とする。

7 米子支店の所在地は、鳥取県米子市加茂町二丁目204番地とする。

- 8 周南支店の所在地は、山口県周南市岐山通二丁目 16 番地とする。
- 9 福山支店の所在地は、広島県福山市入船町1丁目5-22とする。

(評価等の業務を行う区域)

第 5 条 業務区域は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県とする。

各事務所の業務区域は、次のとおりとする。

- (1) 本店は、前項に定める区域とする。
- (2) 岡山支店は、主として岡山県とする。
- (3) 広島支店は、主として広島県とする。
- (4) 山陰支店は、主として島根県とする。
- (5) 山陰支店出雲出張所は、主として出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡、邑智郡、大田市、江津市、浜田市、益田市及び鹿足郡とする。
- (6) 山口支店は、主として萩市、山口市、防府市、宇部市、阿武郡、下関市、長門市、美祢市及び山陽小野田市とする。
- (7) 米子支店は、主として鳥取県とする。
- (8) 周南支店は、主として周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市、熊毛郡及び周防大島町とする。
- (9) 福山支店は、主として三原市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、三次市、庄原市、大崎上島町、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第 6 条 当機関は、法第 7 条第 2 項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号から第 3 号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第 2 章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第 7 条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書（施行規則第 3 条第 3 項から第 6 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書

を除く。)

- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めるようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当すること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を別に定める住宅性能評価業務約款（以下、「業務約款」という。）に基づき、締結したものとする。この場合、当機関は、申請者に受理通知書を交付する。
- 5 前項の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (b) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないもの

とし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前 5 項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第 6 条第 1 項」とあるのは「第 6 条第 2 項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

- 第 11 条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びにハウスプラス中国住宅性能評価業務マニュアル及びハウスプラス中国長期使用構造等確認マニュアルに従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要

に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合、設計住宅性能評価の申請に係る選択事項が変更された場合、又は液状化に関する情報について記載すべき事項に変更がある場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げる、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたことその他当機関に帰する

ことのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかつたとき。

- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前4項(ただし、第1項(3)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができる場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)

- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は第4項）の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第17条 長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第18条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第18条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認(建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。)の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(建設住宅性能評価の申請及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第19条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
 - 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を業務約款に基づき、締結したものとする。この場合、当機関は、申請者に受理通知書を交付する。
 - 5 前項の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷

地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (b) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができるこ
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

- (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第20条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びにハウスプラス中国住宅性能評価業務マニュアル及びハウスプラス中国長期使用構造等確認マニュアルに従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上で再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

- 第21条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した

施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。

- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならぬものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第22条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第23条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合、建設住宅性能評価の申請に係る評価の選択評価事項が変更された場合、又は液状化に関する情報について記載すべき事項に変更がある場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第24条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条22項又は第18条26項)の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項

- 第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたこと、検査時期に必要な検査を行えなかつたことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかつたとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前4項（ただし、第1項（3）及び（4）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第5号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

（評価員の選任）

第26条 当機関の長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるよう毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第 27 条 当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。
- (3) 解任の必要があるとして、当機関の長が認めるとき。

(評価員の配置)

第 28 条 評価等の業務を実施するため、評価員を本店に 2 人以上、岡山支店に 2 人以上、広島支店に 5 人以上、山陰支店に 2 人以上、山陰支店出雲出張所に 2 人以上、山口支店に 2 人以上、米子支店に 2 人以上、周南支店に 2 人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 ある事務所（本店を除く。）の評価員が病気等の事情により、評価等の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において本店の評価員が臨時に評価等の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、本店において当該評価等の業務を行う。
- 4 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第 29 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 30 条 評価等の業務に従事する職員を、第 26 条第 1 項の規定により配置された評価員を含

め、本店に2人以上、岡山支店に2人以上、広島支店に5人以上、山陰支店に2人以上、山陰支店出雲出張所に2人以上、山口支店に2人以上、米子支店に2人以上、周南支店に2人以上配置する。

- 2 当機関は、技術部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第31条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記様式による。

(秘密保持義務)

第32条 当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第33条 申請者は、別表2に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、銀行振り込みにより納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第34条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えら

れている場合に限る。

- (3) 次に掲げる戸数以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
 - (a) 一戸建て住宅の場合、年間 50 戸
 - (b) 共同住宅の場合、年間 100 戸
- (4) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (5) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (6) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (7) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (8) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。
- (9) 前各号に該当しない場合で、種々の状況を勘案し当機関の長が減額できると判断したとき。

(評価料金等の返還)

第 35 条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(負担金の納付)

第 36 条 当機関は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雜則

(登録の区分等の掲示等)

第 37 条 当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://www.jutakuhosh.com/>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 38 条 当機関は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 39 条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5 年間事務所に備えておくものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 40 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき 550 円（税込価格）を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記録した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへ記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 41 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。）5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書その他建設住宅性能評価に要した書類並びに施行規則第 6 条第 5 項に規定する検査報告書の写し 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書

の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

(帳簿及び書類の保存に関する管理の方法)

第 42 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織等による方法及び情報の保護)

第 43 条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 44 条 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前 4 項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第45条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（1請求又は1事故につき保険支払い限度額が10,000万円であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第46条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

平成	19年	12月	15日	改定
平成	20年	12月	1日	改定
平成	21年	9月	1日	改定
平成	22年	6月	1日	改定
平成	23年	1月	6日	改定
平成	25年	10月	1日	改定
平成	27年	4月	1日	改定
平成	27年	6月	1日	改定
平成	27年	8月	24日	改定
平成	27年	11月	2日	改定
平成	28年	4月	1日	改定
令和	3年	4月	1日	改定
令和	4年	2月	20日	改定
令和	4年	10月	1日	改定
令和	5年	9月	1日	改定
令和	6年	4月	1日	改定
令和	6年	12月	4日	改定
令和	7年	4月	1日	改定
令和	7年	12月	1日	改定

別表 1

交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

・住宅性能評価

1~3 桁目	050
4~5 桁目	当機関の事務所毎に付する番号 01：本店 02：岡山支店 03：広島支店 04：米子支店 05：山陰支店 06：山陰支店出雲出張所 07：周南支店 08：山口支店 09：福山支店
6~9 桁目	交付日の西暦
10 桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12~16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

・長期使用構造等確認

1~3 桁目	050
4~5 桁目	当機関の事務所毎に付する番号 01：本店 02：岡山支店 03：広島支店 04：米子支店 05：山陰支店 06：山陰支店出雲出張所 07：周南支店 08：山口支店 09：福山支店
6~9 桁目	交付日の西暦
10 桁目	1：長期確認（新築） 2：長期確認（増築・改築） 3：長期確認（建築行為なし）
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12~16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 2

評価等の業務に関する評価料金等（税込価格）は以下のとおりとする。

I 新築住宅

1. 一戸建て住宅

(1) 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の料金

- イ 一戸建ての住宅の設計住宅性能評価料金は、評価対象住戸の建築基準法施行令第2条第1項第四号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という）、及び選択項目の区分に応じ、別表 2-1-1 に定める額とする。
- ロ 一戸建ての住宅の設計住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イに 6,600 円を加算した額とする。
- ハ 一戸建ての住宅の長期使用構造等確認料金は、別表 2-1-2 に定める額とする。

(2) 変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等確認の料金

- イ 一戸建ての住宅の変更設計住宅性能評価料金は、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価、もしくは変更設計住宅性能評価を当機関で行っている場合、評価対象住戸の延べ面積の区分に応じ、別表 2-2-1 に定める額とする。ただし、審査を伴わない変更にあっては、6,600 円とする。
- ロ 一戸建ての住宅の変更設計住宅性能評価と変更長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イに 6,600 円を加算した額とする。
- ハ 一戸建ての住宅の変更長期使用構造等確認料金は、別表 2-2-2 に定める額とする。
- ニ イからハにおいて、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認、もしくは変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) を適用する。

(3) 住宅型式性能認定等を含む設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の料金

- イ 住宅型式性能認定等を受けた住宅、もしくは住宅の部分を含む一戸建ての住宅の設計住宅性能評価料金は、評価対象住戸の延べ面積の区分、選択項目の区分、及び住宅型式性能認定等によって軽減された当機関の業務量に応じ、別表 2-3-1 に定める額とする。
- ロ 一戸建ての住宅の設計住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イに 6,600 円を加算した額とする。
- ハ 一戸建ての住宅の長期使用構造等確認料金は、別表 2-3-2 に定める額とする。

(4) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金

- イ 一戸建ての住宅の長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金は、6,600円とする。
- ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の長期使用構造等確認、もしくは変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) 又は (3) を適用する。

(5) 建設住宅性能評価の料金

- イ 一戸建ての住宅の建設住宅性能評価料金は、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価、もしくは変更設計住宅性能評価を当機関で行っている場合、評価対象住戸の延べ面積、及び選択項目の区分に応じ別表2-4に定める額とする。
- ロ イにおいて、該当住宅に係る直前の設計住宅性能評価、もしくは変更設計住宅性能評価を当機関以外の者が行っている場合、評価対象住戸の延べ面積、及び選択項目の区分に応じ別表2-5に定める額とする。
- ハ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、イまたはロの料金に別表2-17に定める額を加算した金額とする。
- ニ イ、及びロに定める金額は、平成13年国土交通省告示第1347号第4に定める建設住宅性能評価における検査を行うべき時期（以下、「検査を行うべき時期」という。）にのみ、検査を行うものに適用する。検査を行うべき時期以外に行う検査（以下、「追加検査」という。）にあっては、(7)を適用する。

(6) 変更建設住宅性能評価の料金

- イ 一戸建ての住宅の変更建設住宅性能評価料金は、当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価もしくは変更建設住宅性能評価を当機関で行っている場合、評価対象住戸の延べ面積の区分に応じ、変更によって発生した検査一回につき別表2-6に定める額とする。ただし、審査を伴わない変更にあっては、6,600円とする。
- ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価もしくは変更建設住宅性能評価を当機関以外のものが行っている場合、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとし、(5) 又は (8) を適用する。

(7) 再検査、又は追加検査の料金

一戸建ての住宅の建設住宅性能評価において、再検査、又は追加検査を行う場合の料金は、別表2-7に定める額とする。

(8) 型式住宅部分等製造者認証を含む建設住宅性能評価の料金

- イ 型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅もしくは住宅の部分を含む一戸建ての住宅の建設住宅性能評価料金は、評価対象住戸の延べ面積の区分、選択項目の区分、及び検査回数に応じ、別表2-8に定める金額とする。
- ロ 申請者が評価対象住戸における室内空気中の化学物質の濃度等の測定を選択した場

合は、前項の料金に別表 2-17 に定める額を加算した金額とする。

- ハ イに定める金額は、検査を行うべき時期にのみ、検査を行うものに適用する。追加検査にあっては、(7) を適用する。

2. 共同住宅等

(1) 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の料金

- イ 共同住宅等の設計住宅性能評価料金は、評価対象住棟の延べ面積の区分、選択項目の区分、及び評価対象住戸の戸数に応じ、別表 2-9-1 に定める額とする。
- ロ 共同住宅等の設計住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イの料金に評価対象戸数 1 戸につき 6,600 円を加算した額とする。
- ハ 共同住宅等の長期使用構造等確認料金は、別表 2-9-2 に定める額とする。

(2) 変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等確認の料金

- イ 共同住宅等の変更設計住宅性能評価料金は、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価もしくは変更設計住宅性能評価を当機関で行っている場合、評価対象住棟の延べ面積の区分、及び変更を行う評価対象住戸の戸数に応じ、別表 2-10-1 に定める額とする。ただし、審査を伴わない変更にあっては、変更を行う評価対象住戸当り 6,600 円とする。
- ロ 共同住宅等の変更設計住宅性能評価と変更長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イの料金に評価対象住戸 1 戸につき 6,600 円を加算した額とする。
- ハ 共同住宅等の変更長期使用構造等確認料金は、別表 2-10-2 に定める額とする。
- ニ イからハにおいて、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認、もしくは変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) を適用する。

(3) 住宅型式性能認定等を含む設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等確認の料金

- イ 評価対象住棟の延べ面積が 500 m²以下の住宅型式性能認定等を受けた住宅もしくは住宅の部分を含む共同住宅等の設計住宅性能評価料金は、評価対象住棟の延べ面積の区分、選択項目の区分、及び住宅型式性能認定等によって軽減された当機関の業務量に応じ、別表 2-11-1 に定める額とする。
- ロ 共同住宅等の設計住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イの料金に評価対象住戸 1 戸につき 6,600 円を加算した額とする。
- ハ 共同住宅等の長期使用構造等確認料金は、別表 2-11-2 に定める額とする。

(4) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金

- イ 共同住宅等の長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金は、評価対象住戸 1 戸につき 6,600 円とする。

- ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の長期使用構造等確認、もしくは変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) 又は (3) を適用する。

(5) 建設住宅性能評価の料金

- イ 共同住宅等の建設住宅性能評価料金は、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価もしくは変更設計住宅性能評価を当機関で行っている場合、評価対象住棟の延べ面積の区分、選択項目の区分、及び評価対象住戸の戸数に応じ別表 2-12 に定める額とする。
- ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価もしくは変更設計住宅性能評価を当機関以外のものが行っている場合、評価対象住棟の延べ面積の区分、選択項目の区分、及び評価対象住戸の戸数に応じ別表 2-13 に定める額とする。
- ハ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、前項までの料金に別表 2-17 に定める額を加算した金額とする。
- ニ イ、及びロに定める金額は、検査を行うべき時期にのみ、検査を行うものに適用する。追加検査にあっては、(7) を適用する。

(6) 変更建設住宅性能評価の料金

- イ 共同住宅等の変更建設住宅性能評価料金は、当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価もしくは変更建設住宅性能評価を当機関で行っている場合、評価対象住棟の延べ面積の区分、及び変更を行う評価対象住戸の戸数に応じ、変更によって発生した検査一回につき別表 2-14 に定める額とする。ただし、審査を伴わない変更にあっては、変更を行う評価対象住戸当たり 6,600 円とする。
- ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価もしくは変更建設住宅性能評価を当機関以外のものが行っている場合、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとし、(5) 又は (8) を適用する。

(7) 再検査、又は追加検査の料金

共同住宅等の建設住宅性能評価において、再検査、又は追加検査を行う場合の料金は、別表 2-15 に定める額とする。

(8) 型式住宅部分等製造者認証を含む建設住宅性能評価の料金

- イ 評価対象住棟の延べ面積が 500 m²以下の型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅もしくは住宅の部分を含む共同住宅等の建設住宅性能評価料金は、評価対象住戸の延べ面積の区分、選択項目の区分、及び型式住宅部分等製造者認証によって軽減された当機関の業務量に応じ、別表 2-16 に定める金額とする。
- ロ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、

- 前項の料金に別表 2-17 に定める額を加算した金額とする。
- ハ イに定める金額は、検査を行うべき時期にのみ、検査を行うものに適用する。追加検査にあっては、(7) を適用する。

II 既存住宅

1. 一戸建て住宅
 - (1) 増改築及び建築行為を伴わない長期使用構造等確認の料金
一戸建ての住宅の長期使用構造等確認料金は、別表 2-1-3 に定める額とする。
 - (2) 増改築及び建築行為を伴わない変更長期使用構造等確認の料金
 - イ 一戸建ての住宅の変更長期使用構造等確認料金は、別表 2-2-3 に定める額とする。
ただし、審査を伴わない変更にあっては、イに 6,600 円を加算した額とする。
 - ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の長期使用構造等確認、もしくは変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) を適用する。
 - (3) 増改築及び建築行為を伴わない長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金
 - イ 一戸建ての住宅の長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金は、6,600 円とする。
 - ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の長期使用構造等確認、もしくは変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) を適用する。
 - (4) 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の料金
 - イ 一戸建ての住宅の建設住宅性能評価料金は、現況検査及び特定現況検査にあっては別表 2-18 に定める額、個別性能に関するにあっては、当該住宅の施行規則第七条第 1 項に規定する建設住宅性能評価書並びに施行規則第一五条第 1 項ロ (1) に規定する図書、又はこれと同等とみなすことができる図書（以下、「必要図書」という。）等の有無等に応じて、別表 2-19 に定める額とする。
 - ロ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、前項までの料金に別表 2-17 に定める額を加算した金額とする。
 - ハ 評価対象住戸において、石綿含有建材の有無の測定が選択された場合は、前項までの料金に別表 2-22 に定める額を加算した金額とする。
 - ニ 評価対象住戸において、室内空気中の石綿の粉じんの濃度等の測定が選択された場合は、ロ項までの料金に別表 2-23 に定める額を加算した金額とする。
 - ホ 一戸建ての住宅の建設住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イの料金に 6,600 円を加算した額とする。

(5) 再検査、又は追加検査の料金

一戸建て住宅の建設住宅性能評価における再検査の料金は、現況検査及び特定現況検査にあっては別表 2-18 に定める額、個別性能に関する事にあっては、別表 2-7 に定める額に 0.5 を乗じた額とする。

(6) 図書作成料

建設住宅性能評価の実務上、必要と認める図書がない場合は、建設住宅性能評価等に係る図書の作成料として、別表 2-18 に定める額を請求する。

2. 共同住宅等

(1) 増改築及び建築行為を伴わない長期使用構造等確認の料金

共同住宅等の長期使用構造等確認料金は、別表 2-9-3 に定める額とする。

(2) 増改築及び建築行為を伴わない変更長期使用構造等確認の料金

イ 共同住宅等の変更長期使用構造等確認料金は、別表 2-10-2 に定める額とする。ただし、審査を伴わない変更にあっては、イに 6,600 円を加算した額とする。

ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の長期使用構造等確認、もしくは変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) を適用する。

(3) 増改築及び建築行為を伴わない長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金

イ 共同住宅等の長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金は、評価対象住戸 1 戸につき 6,600 円とする。

ロ イにおいて、当該住宅に係る直前の長期使用構造等確認、もしくは変更長期使用構造等確認を当機関以外の者が行っている場合、新たに長期使用構造等確認の申請を受けたものとし、(1) を適用する。

(4) 建設住宅性能評価の料金

イ 共同住宅等の共用部分検査の料金は、現況検査及び特定現況検査にあっては別表 2-20 に定める額、個別性能に関する事にあっては、当該住宅の必要図書等の有無等に応じて、別表 2-21 に定める額とする。

ロ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、前項までの料金に別表 2-17 に定める額を加算した金額とする。

ハ 評価対象住戸において、石綿含有建材の有無の測定が選択された場合は、前項までの料金に別表 2-22 に定める額を加算した金額とする。

ニ 評価対象住戸において、室内空気中の石綿の粉じんの濃度等の測定が選択された場合は、口項までの料金に別表 2-23 に定める額を加算した額とする。

ホ 共同住宅等の建設住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて行う場合は、イの料金に評価対象戸数 1 戸につき 6,600 円を加算した額とする。

(5) 再検査、又は追加検査の料金

共同住宅等の共用部分検査における再検査の料金は、現況検査及び特定現況検査にあっては別表 2-20 に定める額、個別性能に関する事項にあっては、別表 2-15 に定める額に 0.5 を乗じた額とする。

(6) 図書作成料

建設住宅性能評価の実務上、必要と認める図書がない場合は、建設住宅性能評価等に係る図書の作成料として、別表 2-20 に定める額を請求する。

III その他

1. 事前相談料

住宅性能評価等の申請以前に、当機関が住宅性能評価等に係る相談に応じた場合は、その相談料を請求することができる。

2. 性能評価書の再交付に係る料金

施行規則第四条第 4 項及び第 7 条第 4 項、同第 5 項に基づき、住宅性能評価書を交付又は再交付する場合の料金は、住宅性能評価書 1 通につき 5,500 円とする。

別表 2-1-1 一戸建て住宅の設計住宅性能評価料金

延べ面積	選択項目	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	4 分野※以上を選択	69,300 円
	3 分野※以下を選択	61,600 円
	全て非選択 (必須項目のみ)	55,000 円
200 m ² を超える	4 分野※以上を選択	84,700 円
	3 分野※以下を選択	73,700 円
	全て非選択 (必須項目のみ)	63,800 円

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、8. 音環境に関すること、9. 高齢者等への配慮に関すること、並びに10. 防犯に関することの7分野とし、それぞれの分野から1項目でも選択した場合に、1分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-1-2 一戸建て住宅の長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	81,400 円
200 m ² を超える	99,000 円

別表 2-1-3 増改築及び建築行為を伴わない一戸建て住宅の長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	108,900 円
200 m ² を超える	128,700 円

別表 2-2-1 一戸建て住宅の変更設計住宅性能評価料金

延べ面積	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	24,200 円
200 m ² を超える	30,800 円

別表 2-2-2 一戸建て住宅の変更長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	16,500 円
200 m ² を超える	22,000 円

別表 2-2-3 増改築及び建築行為を伴わない一戸建て住宅の変更長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金（税込価格）
200 m ² 以下	18,700 円
200 m ² を超える	24,200 円

別表 2-3-1 住宅型式性能認定を受けた一戸建て住宅の設計住宅性能評価料金

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）	
		業務量が 約2～4割削減	業務量が 約4割以上削減
200 m ² 以下	4分野※以上を選択	63,800 円	55,000 円
	3分野※以下を選択	57,200 円	48,400 円
	全て非選択（必須項目のみ）	49,500 円	45,100 円
200 m ² を超える	4分野※以上を選択	75,900 円	63,800 円
	3分野※以下を選択	67,100 円	58,300 円
	全て非選択（必須項目のみ）	57,200 円	51,700 円

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1.構造の安定に関する事、2.火災時の安全に関する事、6.空気環境に関する事、7.光・視環境に関する事、8.音環境に関する事、9.高齢者等への配慮に関する事、並びに10.防犯に関する事の7分野とし、それぞれの分野から1項目でも選択した場合に、1分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-3-2 住宅型式性能認定を受けた一戸建て住宅の長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金（税込価格）	
	業務量が 約2～4割削減	業務量が 約4割以上削減
200 m ² 以下	47,300 円	42,900 円
200 m ² を超える	59,400 円	55,000 円

別表 2-4 一戸建て住宅の建設住宅性能評価料金（当機関で設計住宅性能評価を行っている場合）

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）
200 m ² 以下	4分野※以上を選択	117,700 円
	3分野※以下を選択	106,700 円
	全て非選択（必須項目のみ）	100,100 円
200 m ² を超える	4分野※以上を選択	133,100 円
	3分野※以下を選択	122,100 円
	全て非選択（必須項目のみ）	116,600 円

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、8. 音環境に関すること、9. 高齢者等への配慮に関すること、並びに10. 防犯に関することの7分野とし、それぞれの分野から1項目でも選択した場合に、1分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表2-5 一戸建て住宅の建設住宅性能評価料金（他機関で設計住宅性能評価を行っている場合）

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）
200 m ² 以下	4分野※以上を選択	141,900円
	3分野※以下を選択	130,900円
	全て非選択（必須項目のみ）	124,300円
200 m ² を超える	4分野※以上を選択	157,300円
	3分野※以下を選択	146,300円
	全て非選択（必須項目のみ）	140,800円

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、8. 音環境に関すること、9. 高齢者等への配慮に関すること、並びに10. 防犯に関することの7分野とし、それぞれの分野から1項目でも選択した場合に、1分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表2-6 一戸建て住宅の変更建設住宅性能評価料金

延べ面積	料金（税込価格）
200 m ² 以下	36,300円
200 m ² を超える	42,900円

別表2-7 一戸建て住宅の再検査料金

延べ面積	料金（税込価格）
200 m ² 以下	36,300円
200 m ² を超える	42,900円

別表2-8 型式住宅部分等製造者認証を受けた一戸建て住宅の建設住宅性能評価料金

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）		
		4回検査	3回検査	2回検査
200 m ² 以下	4分野※以上を選択	106,700円	94,600円	79,200円
	3分野※以下を選択	99,000円	91,300円	75,900円
	全て非選択（必須項目のみ）	94,600円	86,900円	73,700円
200 m ² を超える	4分野※以上を選択	121,000円	110,000円	93,500円
	3分野※以下を選択	113,300円	106,700円	91,300円

	全て非選択（必須項目のみ）	108,900 円	103,400 円	88,000 円
--	---------------	-----------	-----------	----------

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、8. 音環境に関すること、9. 高齢者等への配慮に関すること、並びに10. 防犯に関することの7分野とし、それぞれの分野から1項目でも選択した場合に、1分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-9-1 共同住宅等の設計住宅性能評価料金

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）
200 m ² 以下	4分野※以上を選択	91,300 円
	3分野※以下を選択	84,700 円
	全て非選択（必須項目のみ）	79,200 円
200 m ² を超え 500 m ² 以下	4分野※以上を選択	163,900 円
	3分野※以下を選択	151,800 円
	全て非選択（必須項目のみ）	139,700 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	236,500 円
	3分野※以下を選択	205,700 円
	全て非選択（必須項目のみ）	151,800 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	309,100 円
	3分野※以下を選択	272,800 円
	全て非選択（必須項目のみ）	188,100 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	433,400 円 + (M-50) × 18,700 円
	3分野※以下を選択	390,500 円 + (M-50) × 14,300 円
	全て非選択（必須項目のみ）	258,500 円 + (M-50) × 6,600 円
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	517,000 円 + (M-50) × 18,700 円
	3分野※以下を選択	467,500 円 + (M-50) × 14,300 円
	全て非選択（必須項目のみ）	314,600 円 + (M-50) × 6,600 円
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	599,500 円 + (M-50) × 18,700 円
	3分野※以下を選択	536,800 円 + (M-50) × 14,300 円
	全て非選択（必須項目のみ）	370,700 円 + (M-50) × 6,600 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	822,800 円 + (M-80) × 18,700 円
	3分野※以下を選択	738,100 円 + (M-80) × 14,300 円
	全て非選択（必須項目のみ）	508,200 円 + (M-80) × 6,600 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	2,178,000 円 + (M-80) × 18,700 円
	3分野※以下を選択	1,960,200 円 + (M-80) × 14,300 円
	全て非選択（必須項目のみ）	1,318,900 円 + (M-80) × 6,600 円
20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	4,356,000 円 + (M-80) × 18,700 円
	3分野※以下を選択	3,932,500 円 + (M-80) × 14,300 円

	全て非選択（必須項目のみ）	2,625,700 円 + (M-80) × 6,600 円
50,000 m ² を超えるもの	4 分野※以上を選択	8,712,000 円 + (M-80) × 18,700 円
	3 分野※以下を選択	7,877,100 円 + (M-80) × 14,300 円
	全て非選択（必須項目のみ）	5,263,500 円 + (M-80) × 6,600 円

M：評価対象戸数とし、50 又は 80 を減じた数値が負である場合は 0 とする。

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に関すること、4. 維持管理・更新への配慮に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、8. 音環境に関すること、9. 高齢者等への配慮に関すること、並びに 10. 防犯に関する 8 分野とし、それぞれの分野から 1 項目でも選択した場合に、1 分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-9-2 共同住宅等の長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金（税込価格）
200 m ² 以下	112,200 円
200 m ² を超える 500 m ² 以下	169,400 円
500 m ² を超える 1,000 m ² 以下	205,700 円
1,000 m ² を超える 2,000 m ² 以下	242,000 円
2,000 m ² を超える 3,000 m ² 以下	278,300 円 + (M-50) × 18,700 円
3,000 m ² を超える 4,000 m ² 以下	338,800 円 + (M-50) × 18,700 円
4,000 m ² を超える 5,000 m ² 以下	399,300 円 + (M-50) × 18,700 円
5,000 m ² を超える 10,000 m ² 以下	665,500 円 + (M-80) × 18,700 円
10,000 m ² を超える 20,000 m ² 以下	1,694,000 円 + (M-80) × 18,700 円
20,000 m ² を超える 50,000 m ² 以下	3,569,500 円 + (M-80) × 18,700 円
50,000 m ² を超えるもの	6,655,000 円 + (M-80) × 18,700 円

M：評価対象戸数とし、50 又は 80 を減じた数値が負である場合は 0 とする。

別表 2-9-3 増改築の共同住宅等の長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	123,200 円
200 m ² を超える 500 m ² 以下	184,800 円
500 m ² を超える 1,000 m ² 以下	225,500 円
1,000 m ² を超える 2,000 m ² 以下	265,100 円
2,000 m ² を超える 3,000 m ² 以下	303,600 円 + (M-50) × 18,700 円
3,000 m ² を超える 4,000 m ² 以下	370,700 円 + (M-50) × 18,700 円
4,000 m ² を超える 5,000 m ² 以下	435,600 円 + (M-50) × 18,700 円
5,000 m ² を超える 10,000 m ² 以下	726,000 円 + (M-80) × 18,700 円
10,000 m ² を超える 20,000 m ² 以下	1,849,100 円 + (M-80) × 18,700 円
20,000 m ² を超える 50,000 m ² 以下	3,895,100 円 + (M-80) × 18,700 円
50,000 m ² を超えるもの	7,260,000 円 + (M-80) × 18,700 円

M : 評価対象戸数とし、50 又は 80 を減じた数値が負である場合は 0 とする。

別表 2-10-1 共同住宅等の変更設計住宅性能評価料金

延べ面積	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	30,800 円 + Mc × 6,600 円
200 m ² を超える 500 m ² 以下	36,300 円 + Mc × 6,600 円
500 m ² を超える 1,000 m ² 以下	55,000 円 + Mc × 6,600 円
1,000 m ² を超える 2,000 m ² 以下	67,100 円 + Mc × 6,600 円
2,000 m ² を超える 3,000 m ² 以下	84,700 円 + Mc × 6,600 円
3,000 m ² を超える 4,000 m ² 以下	105,600 円 + Mc × 6,600 円
4,000 m ² を超える 5,000 m ² 以下	125,400 円 + Mc × 6,600 円
5,000 m ² を超える 10,000 m ² 以下	169,400 円 + Mc × 6,600 円
10,000 m ² を超える 20,000 m ² 以下	435,600 円 + Mc × 6,600 円
20,000 m ² を超える 50,000 m ² 以下	871,200 円 + Mc × 6,600 円
50,000 m ² を超えるもの	1,754,500 円 + Mc × 6,600 円

Mc : 評価対象住戸のうち、変更設計評価書を発行する戸数

別表 2-10-2 共同住宅等の変更長期使用構造等確認料金

延べ面積	料金 (税込価格)
200 m ² 以下	18,700 円 + Mc × 6,600 円
200 m ² を超える 500 m ² 以下	24,200 円 + Mc × 6,600 円
500 m ² を超える 1,000 m ² 以下	30,800 円 + Mc × 6,600 円
1,000 m ² を超える 2,000 m ² 以下	48,400 円 + Mc × 6,600 円
2,000 m ² を超える 3,000 m ² 以下	60,500 円 + Mc × 6,600 円

3,000 m ² を超えるもの	871,200 円 + Mc × 6,600 円
4,000 m ² を超えるもの	435,600 円 + Mc × 6,600 円
5,000 m ² を超えるもの	108,900 円 + Mc × 6,600 円
10,000 m ² を超えるもの	169,400 円 + Mc × 6,600 円
20,000 m ² を超えるもの	91,300 円 + Mc × 6,600 円
30,000 m ² を超えるもの	72,600 円 + Mc × 6,600 円

Mc : 評価対象住戸のうち、変更による確認書に記載する戸数

別表 2-11-1 評価対象住棟の延べ面積が 500 m²以下の住宅型式性能認定を受けた共同住宅等の設計
住宅性能評価料金

延べ面積	選択項目	料金 (税込価格)	
		業務量が 約 2~4 割削減	業務量が 約 4 割以上削減
200 m ² 以下	4 分野※以上を選択	84,700 円	79,200 円
	3 分野※以下を選択	79,200 円	72,600 円
	全て非選択 (必須項目のみ)	72,600 円	67,100 円
200 m ² を超える 500 m ² 以下	4 分野※以上を選択	151,800 円	139,700 円
	3 分野※以下を選択	139,700 円	127,600 円
	全て非選択 (必須項目のみ)	127,600 円	115,500 円

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関する事、2. 火災時の安全に関する事、4. 維持管理・更新への配慮に関する事、6. 空気環境に関する事、7. 光・視環境に関する事、8. 音環境に関する事、9. 高齢者等への配慮に関する事、並びに 10. 防犯に関する事の 8 分野とし、それぞれの分野から 1 項目でも選択した場合に、1 分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-11-2 評価対象住棟の延べ面積が 500 m²以下の住宅型式性能認定を受けた共同住宅等の長期
使用構造等確認料金

延べ面積	料金 (税込価格)	
	業務量が 約 2~4 割削減	業務量が 約 4 割以上削減
200 m ² 以下	62,700 円	50,600 円
200 m ² を超える 500 m ² 以下	103,400 円	91,300 円

別表 2-12 共同住宅等の建設住宅性能評価料金 (当機関で設計住宅性能評価を行っている場合)

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）
200 m ² 以下	4分野※以上を選択	123,200円
	3分野※以下を選択	112,200円
	全て非選択（必須項目のみ）	106,700円
200 m ² を超え 500 m ² 以下	4分野※以上を選択	229,900円
	3分野※以下を選択	200,200円
	全て非選択（必須項目のみ）	181,500円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	430,100円
	3分野※以下を選択	393,800円
	全て非選択（必須項目のみ）	272,800円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	611,600円
	3分野※以下を選択	551,100円
	全て非選択（必須項目のみ）	369,600円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	834,900円 + (M-50) × 36,300円
	3分野※以下を選択	752,400円 + (M-50) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	508,200円 + (M-50) × 12,100円
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	975,700円 + (M-50) × 36,300円
	3分野※以下を選択	877,800円 + (M-50) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	592,900円 + (M-50) × 12,100円
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	1,113,200円 + (M-50) × 36,300円
	3分野※以下を選択	1,016,400円 + (M-50) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	682,000円 + (M-50) × 12,100円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	1,573,000円 + (M-80) × 36,300円
	3分野※以下を選択	1,415,700円 + (M-80) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	968,000円 + (M-80) × 12,100円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	3,146,000円 + (M-80) × 36,300円
	3分野※以下を選択	2,843,500円 + (M-80) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	1,899,700円 + (M-80) × 12,100円
20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	6,050,000円 + (M-80) × 36,300円
	3分野※以下を選択	5,469,200円 + (M-80) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	3,654,200円 + (M-80) × 12,100円
50,000 m ² を超えるもの	4分野※以上を選択	12,100,000円 + (M-80) × 36,300円
	3分野※以下を選択	10,950,500円 + (M-80) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	7,320,500円 + (M-80) × 12,100円

M：評価対象戸数とし、50又は80を減じた数値が負である場合は0とする。

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1.構造の安定に関する事項、2.火災時の安全に関する事項、4.維持管理・更新への配慮に関する事項、6.空気環境に関する事項、7.光・視環境に関する事項、8.音環境に関する事項、9.高齢者等への配慮に関する事項、並びに10.防犯に関する事項の8分野とし、それぞれの分野から1項目でも選択した場合に、1分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-13 共同住宅等の建設住宅性能評価料金（他機関で設計住宅性能評価を行っている場合）

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）
200 m ² 以下	4分野※以上を選択	224,400円
	3分野※以下を選択	176,000円
	全て非選択（必須項目のみ）	145,200円
200 m ² を超え 500 m ² 以下	4分野※以上を選択	297,000円
	3分野※以下を選択	272,800円
	全て非選択（必須項目のみ）	212,300円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	514,800円
	3分野※以下を選択	478,500円
	全て非選択（必須項目のみ）	357,500円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	732,600円
	3分野※以下を選択	672,100円
	全て非選択（必須項目のみ）	490,600円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	1,003,200円 + (M-50) × 36,300円
	3分野※以下を選択	919,600円 + (M-50) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	676,500円 + (M-50) × 12,100円
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	1,170,400円 + (M-50) × 36,300円
	3分野※以下を選択	1,073,600円 + (M-50) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	786,500円 + (M-50) × 12,100円
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	1,337,600円 + (M-50) × 36,300円
	3分野※以下を選択	1,238,600円 + (M-50) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	906,400円 + (M-50) × 12,100円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	1,887,600円 + (M-80) × 36,300円
	3分野※以下を選択	1,730,300円 + (M-80) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	1,282,600円 + (M-80) × 12,100円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	4,356,000円 + (M-80) × 36,300円
	3分野※以下を選択	4,053,500円 + (M-80) × 28,600円
	全て非選択（必須項目のみ）	3,109,700円 + (M-80) × 12,100円
20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	4分野※以上を選択	7,260,000円 + (M-80) × 36,300円
	3分野※以下を選択	6,679,200円 + (M-80) × 28,600円

	全て非選択（必須項目のみ）	4,864,200 円 + (M-80) × 12,100 円
50,000 m ² を超えるもの	4 分野※以上を選択	14,520,000 円 + (M-80) × 36,300 円
	3 分野※以下を選択	13,370,500 円 + (M-80) × 28,600 円
	全て非選択（必須項目のみ）	9,740,500 円 + (M-80) × 12,100 円

M : 評価対象戸数とし、50 又は 80 を減じた数値が負である場合は 0 とする。

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に関すること、4. 維持管理・更新への配慮に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、8. 音環境に関すること、9. 高齢者等への配慮に関すること、並びに 10. 防犯に関するこの 8 分野とし、それぞれの分野から 1 項目でも選択した場合に、1 分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-14 共同住宅等の変更建設住宅性能評価料金

延べ面積	料金（税込価格）
200 m ² 以下	24,200 円 + Mc × 9,900 円
200 m ² を超え 500 m ² 以下	30,800 円 + Mc × 9,900 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	96,800 円 + Mc × 9,900 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	121,000 円 + Mc × 9,900 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	145,200 円 + Mc × 9,900 円
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	181,500 円 + Mc × 9,900 円
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	217,800 円 + Mc × 9,900 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	338,800 円 + Mc × 9,900 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	871,200 円 + Mc × 9,900 円
20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	1,742,400 円 + Mc × 9,900 円
50,000 m ² を超えるもの	3,509,000 円 + Mc × 9,900 円

Mc : 評価対象住戸のうち、変更設計評価書を発行する戸数

別表 2-15 共同住宅等の再検査、又は追加検査料金

延べ面積	料金（税込価格）
200 m ² 以下	24,200 円 + Me × 9,900 円
200 m ² を超え 500 m ² 以下	30,800 円 + Me × 9,900 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	96,800 円 + Me × 9,900 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	121,000 円 + Me × 9,900 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	145,200 円 + Me × 9,900 円
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	181,500 円 + Me × 9,900 円
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	217,800 円 + Me × 9,900 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	338,800 円 + Me × 9,900 円

10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	871,200 円 + Me × 9,900 円
20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	1,742,400 円 + Me × 9,900 円
50,000 m ² を超えるもの	3,509,000 円 + Me × 9,900 円

Me : 評価対象住戸のうち、変更設計評価書を発行する戸数

別表 2-16 評価対象住棟の延べ面積が 500 m²以下の型式住宅部分等製造者認証を受けた共同住宅等の建設住宅性能評価料金

延べ面積	選択項目	料金（税込価格）		
		検査の業務削減がない場合	検査の業務を1回削減	検査の業務を2回削減
200 m ² 以下	4 分野※以上を選択	115,500 円	96,800 円	79,200 円
	3 分野※以下を選択	110,000 円	93,500 円	75,900 円
	全て非選択（必須項目のみ）	105,600 円	89,100 円	73,700 円
200 m ² を超える 500 m ² 以下	4 分野※以上を選択	200,200 円	176,000 円	151,800 円
	3 分野※以下を選択	188,100 円	163,900 円	139,700 円
	全て非選択（必須項目のみ）	176,000 円	151,800 円	127,600 円

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※選択項目のうち、当該料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に関すること、4. 維持管理・更新への配慮に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、8. 音環境に関すること、9. 高齢者等への配慮に関すること、並びに 10. 防犯に関することの 8 分野とし、それぞれの分野から 1 項目でも選択した場合に、1 分野を選択したものとみなして算定を行う。

別表 2-17 室内空気中の化学物質の濃度等の測定料金

パッシブ測定（バッジ方式）による測定料金

1. ホルムアルデヒド（1 住戸・一箇所あたり）

同一時期に測定できる箇所数	測定一個所あたりの料金（税込価格）
1	48,400 円
2	42,900 円
3～5	39,600 円
6～7	37,400 円
8～	35,200 円

2. ホルムアルデヒド及び VOC※（1 住戸・一箇所あたり）

同一時期に測定できる箇所数	測定一個所あたりの料金（税込価格）
1	72,600 円

2	68,200 円
3～5	62,700 円
6～7	58,300 円
8～	56,100 円

※VOC とはトルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンを指す。

アクティブ測定によるもの測定料金

1. ホルムアルデヒド（1住戸・一箇所あたり）

同一時期に測定できる箇所数	測定一個所あたりの料金（税込価格）
1	64,900 円
2	59,400 円
3	56,100 円
4～	51,700 円

2. ホルムアルデヒド及びVOC※（1住戸・一箇所あたり）

同一時期に測定できる箇所数	測定一個所あたりの料金（税込価格）
1	88,000 円
2	82,500 円
3	79,200 円
4～	75,900 円

※VOC とはトルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンを指す。

別表 2-18 現況検査、特定現況検査の料金

評価種別	料金（税込価格）
現況検査	83,600円×割増係数※ ¹ + 別途見積り※ ²
特定現況検査	48,400円 + 別途見積り※ ²
簡易図面作成	67,100円 + 別途見積り

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※1 以下に掲げる延べ面積、階数、築年数による割増を適用する。

延べ面積による割増係数	階数による割増係数	築年数による割増係数
200m ² 以下 1.0	2階建て以下 1.0	10年以下 1.0
200m ² を超え 500m ² 以下 1.2	3階建て以上 4階建て以下 1.2	10年を超え 20年以下 1.2
500m ² を超える 1.4	5階建て以上 1.4	20年を超える 1.4

※2 弊社規定による往復交通費、日当等とする。

別表2-19 個別性能に係る料金

必要図書等の有無	料金（税込価格）	
必要図書等がある場合	建設住宅性能評価を行った時 から、法改正又は増改築等に による等級の変更がない場合	6,600円+選択した分野 ^{※1} の数 ×6,600円
	上記以外で、変更等に係る部 分についても必要図書等があ る場合	48,400円+別表2-1-1 ^{※2}
上記以外の場合	別途見積り	

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

- ※1 個別性能評価の料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に
関すること、3. 劣化対策に関すること、4. 維持管理・更新への配慮に関すること、5. 温熱環境・
エネルギー消費量に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、9. 高
齢者等への配慮に関すること、並びに 10. 防犯に関することの 9 分野とし、それぞれの分野か
ら 1 項目でも選択した場合に、1 分野を選択したものとみなして算定を行う。
- ※2 表中、「4 分野以上」とあるのは「8 分野以上」と、「3 分野以下」とあるのは「5 分野以上 7
分野以下」と、「必須項目のみ」とあるのは「4 分野以下」と読み替え、「8. 音環境に関する
こと」とあるのは「3. 劣化対策に関すること」に読み替えて準用する。

別表2-20 現況検査、特定現況検査の料金

評価種別	料金（税込価格）
現況検査	242,000円×係数 ^{※1} +M×83,600円+別途見積り ^{※2}
特定現況検査	242,000円+別途見積り ^{※2}
簡易図面作成	M×67,100円+別途見積り

M：評価対象戸数とする。

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

- ※1 以下に掲げる延べ面積、築年数、検査頻度による係数を適用する。

延べ面積による割増係数	築年数による割増係数	検査頻度による割増係数
500m ² 以下 0.6	5年以下 0.9	初回 1.0
500m ² 超え 1,000m ² 以下 0.7	5年を超える、 10年以下 1.0	2回目 0.9
1,000m ² 超え 2,000m ² 以下 0.8	10年を超える、 20年以下 1.2	3回目以上 0.8

2,000m ² 超え 5,000m ² 以下	0.9	20年を超える	1.4	
5,000m ² 超え 10,000m ² 以下	1.0			
10,000m ² 超え 20,000m ² 以下	1.2			
20,000m ² 超	1.4			

※2 弊社規定による往復交通費、日当等とする。

別表2-21 個別性能に係る料金

必要図書等の有無等	料金（税込価格）	
必要図書等がある場合	建設住宅性能評価を行った時 から、法改正又は増改築等に よる等級の変更がない場合	$M \times (6,600 \text{円} + \text{選択した分野}^{※1} \times 6,600 \text{円})$
	上記以外で、変更等に係る部 分についても必要図書等があ る場合	48,400円 + $M \times 9,900 \text{円} + \text{別表}^{2-9-1}^{※2}$
上記以外の場合	別途見積り	

M：評価対象戸数とする。

住宅紛争処理支援センターへの負担金を含む。

※1 個別性能評価の料金区分に適用される分野は、1. 構造の安定に関すること、2. 火災時の安全に
関すること、3. 劣化対策に関すること、4. 維持管理・更新への配慮に関すること、5. 温熱環境・
エネルギー消費量に関すること、6. 空気環境に関すること、7. 光・視環境に関すること、9. 高
齢者等への配慮に関すること、並びに 10. 防犯に関することの 9 分野とし、それぞれの分野か
ら 1 項目でも選択した場合に、1 分野を選択したものとみなして算定を行う。

※2 表中、「4分野以上」とあるのは「8分野以上」と、「3分野以下」とあるのは「5分野以上7分野
以下」と、「必須項目のみ」とあるのは「4分野以下」と読み替え、「8. 音環境に関すること」
とあるのは「3. 劣化対策に関すること」に読み替えて準用する。

別表2-22 石綿含有建材の有無の測定料金

評価種別	料金（税込価格）
石綿含有建材※1 の有無の確認 (1 住戸)	84,700 円 (94,700 円※2)
サンプル採取及び分析 (1 建材 3 箇所)	188,100 円 (198,100 円※2)

※1 既存住宅性能表示における石綿とは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトを指す。

※2 石綿が検出（0.1質量%超）された場合、定量分析を行う為、追加料金11,000円を追加する。

別表 2-23 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等の測定料金

評価種別	料金（税込価格）
濃度測定及び分析 (1箇所・2試料)	163,900円 ※1

※1 広島市以外は、測定地により遠隔地料金を別途加算する。

別記

身分証の様式は以下のとおりとする。

1. 評価員身分証明書

(表面)

ハウスプラス中国 評価員 身分証明書	
写 真	氏名
	第〇〇〇〇〇〇〇号
	資格
	生年月日
有効期限	
上記の者は、当社の住宅性能評価員であることを証明します。	
ハウスプラス中国住宅保証株式会社	

(裏面)

注 意
1. 住宅性能評価業務中は、この証明書を常に携行しなければならない。 2. この証明書を他人に貸与し又は譲渡してはならない。 3. この証明書は、記載事項を訂正し又は抹消してはならない。 4. この証明書を紛失又は汚損したときは、速やかにその旨を申し出るとともに再交付を願い出なければならない。 5. この証明書は、評価員の解任又は有効期間満了のときは、直ちに返却しなければならない。

2. 評価補助員身分証明書

(表面)

ハウスプラス中国 社員証	
写 真	氏名
	第〇〇〇〇〇〇〇号
	生年月日
	有効期限
上記の者は当社社員であることを証明する。	
ハウスプラス中国住宅保証株式会社	

(裏面)

注 意
1. この社員証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。 2. この社員証は、記載事項を訂正し又は抹消してはならない。 3. この社員証を紛失又は汚損したときは、速やかにその旨を申し出るとともに再交付を願い出なければならない。 4. この社員証は、退職又は有効期間満了のときは、直ちに返却しなければならない。